

經濟産業大臣  
世耕 弘成 様

要 望 書

平成28年8月19日

福島県浪江町長 馬場 有



## **(1) 原子力被災地の帰還・復興**

・浪江町は、帰還の第一ステージとして、まずは、放射線量の比較的低い地域の復旧を進めつつも、当該地域を復興の足掛かりとして、徐々に浪江町全域の復旧・復興を進め、「オール浪江」としての帰還を果たすことを最大の目標としている。

・平成29年3月に避難指示解除を目指すとしても、帰還困難区域を含む全ての地域で、帰還の道筋がつかなければ、一部町民に対して、避難を強いる状況が継続することになるため、真の帰町とはいえず「帰町宣言」をすることはできない。

・また、避難指示解除準備区域及び居住制限区域に居住していた町民でも、各人の事情（高齢や健康上の理由等）により、避難指示解除がされた際に帰還したいという気持ちは強くとも、やむを得ず帰還できない方が大勢いる。それらの方々の生活安定を確保することなしに、真の帰町を宣言することはできない。

・したがって、29年3月に、避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示解除を実施したとしても、医療費免除、税の減免措置、借り上げ住宅制度、高速道路通行無料化、原発避難者特例法に基づく特例事務等、被災者に対する現状の支援措置は、浪江町として「帰町宣言」を出し、真の帰町を達成する段階まで継続すること。

## **(2) 「復興・創生期間」について**

・「復興・創生期間」は5年間と定められているが、浪江町を含めた浜通りは5年で復興を完遂することが困難であることを踏まえ、「復興・創生期間」ととどまらない、国としての支援体制の整備・財源を確保すること。

(具体的内容)

・財源面では、震災復興特別交付税により、「復興・創生期間」においては、人口減や産業流出等の理由による税収減収分の補填を含め、被災自治体の実質的な負担はゼロであるが、この措置を自治体の行財政が平時のとおり運用できるようになるまで継続すること。

・交付税算定における原発被災団体の人口特例措置等について、被災自治体における行政サービス提供の枠組みが確定するまでは、「復興・創生期間」に限定せず現行の特例措置のまま運用すること。

・避難者の生活が一定程度安定するまで、住民票を移動させなくても行政サービ

スが受けられるように、原発避難者特例法に基づく特例事務について、当分の間継続すること。

- ・復興交付金、福島再生加速化交付金など復興に係るハード事業交付金については、町の復興計画に沿った整備が完了するまで、財源メニューとして継続すること。

- ・さらに、財源の確保のみならず、実際に必要なマンパワーを集中的に地元自治体、商工会、まちづくり会社等に派遣し、現場で起こっている問題解決にあたらせる、具体的な人材派遣スキームを構築すること。

### **(3) 医療・介護・福祉を担う人材の確保**

- ・高齢者が安心して生活できる生活環境を実現するため、地域医療サービス、介護・福祉サービスが確実に提供できるよう、それらを担う医師や看護師、介護福祉士等の人材を確保する体制を整備すること。

- ・双葉郡内における二次医療施設を早急に整備すること。

### **(4) 産業・生業の再生に向けた具体的支援**

- ・帰町して事業再開する者に対するランニングコストの支援を実施すること。

- ・町内で再開した事業者からの物品購入を促進するための利用補助制度や、地元再開事業者からの物品・サービスの購入を促進する地域振興券等の取り組みを導入すること。

- ・浜通り地域における従業員の確保は困難であり、人手を確保するために遠方の避難先からの通勤を強いなければならない状況。よって、通勤手当に充当される賃金加算に対する補助制度を導入すること。

### **(5) 帰還困難区域の復興の道筋**

- ・国として責任をもって帰還困難区域の環境回復を進めること。

- ・夏までに示される、帰還困難区域の復興方針では、「地元自治体との協議の上で除染計画を策定する」よう明言すること。

- ・同方針の中では、区域内の農地保全(草刈り等)を進めることも明示すること。

・復興拠点を中心とするまちづくり、地域づくりに際し、インフラ整備、生活環境整備等の公共的観点から行う除染を早期に実施することを、帰還困難区域の復興方針の中で明記すること。

・帰還困難区域における民間事業者の事業再開は、町の復旧・復興に資すると解されることから、そのために必要な除染は公共的観点から実施すること。

・なお、帰還困難区域に関する具体的要望（別添１）を、既にとりまとめて提出している。特段のご配慮をいただきたい。

#### **（６）避難指示解除に向けた迅速かつ適切な取り組み**

・浪江町の避難指示解除に向けて必要な取組について、町が組織した、「避難指示解除に関する有識者検討委員会」により、１６項目の課題（別添２）を満たすことが必要であることが提言された。

・１６項目には、除染、放射線相談体制の強化、インフラ整備、再開事業者の負担軽減等、避難指示解除後の生活に最低限必要な取組みが盛り込まれている。

・本１６項目を確実に実施するための、国による財政的及び人的支援を継続・拡充すること。

#### **（７）除染・放射線対策**

・避難指示解除を行う場合には、住民の居住区域の除染について、最低でも一巡させること。

・除染後に住民の不安が解消されない場合には、住民の要望と現地の状況を総合的に勘案し、追加的な除染を速やかに実施すること。

・除染の状況、及び、町民の放射線に対する健康不安の軽減について、結果を含め、わかりやすく説明することができる相談体制を強化（人材の確保を含む）すること。

#### **（８）イノベーションコースト構想実現**

##### **①ロボットテストフィールド**

・浪江町の北棚塩地区に、無人航空機の離着陸試験用滑走路の設置が決定された。本滑走路を活用し、企業や研究機関が試験を行うと同時に、製品開発や生産等を行うことができるよう、滑走路周辺に産業団地を造成・整備する

ことを強く期待。

・当該産業団地は、無人航空機の試験・開発のみならず、自動車の自動走行等、先端的かつ将来性の高い技術の試験・開発フィールドとして活用することで、国内外の多様なロボット開発に携わる企業や研究機関が集積する拠点として造成・整備されることを強く期待。

・上記構想実現のために必要な造成・整備につき、国の財政的な支援を強く希望する。

・また、先端的かつ将来性の高いロボット開発を進めるフィールドを開発するため、どのような要素が必要か、国、県の協力の下で検討を進める委員会を立ち上げたい。

## ②水素社会実現モデル構築

・本年3月27日に第1回福島新エネ社会構想実現会議が開催され、「福島新エネ社会構想」が具体化に向けて着々と進んでいると理解。また、その重要な柱の一つが「水素社会実現のモデル構築」と理解。

・浪江町は、本構想に協力し、水素の製造、貯蔵、運搬、利活用等の実証事業を行い、水素社会実現のモデルタウンとなることに強い関心を有している。

・まずは、研究会等を立ち上げ、具体的なプロジェクトの目的、内容、方向性について検討を開始したい。

## (9) 原子力損害賠償

・震災前の営業（就労）環境を回復すべく、不断の努力をしているにもかかわらず、震災前と同等の収入を確保するのが極めて困難である場合、減収による損害について賠償を継続すること。

・ADRセンターが提示した和解案を尊重し、速やかな解決を図るため、国が双方の当事者に指導を行うことを明確にすること。

## (10) 廃棄物対策

・復旧・復興を集中的に進める期間中は、対策地域内に出る産業廃棄物を、国の事業として回収・処分を行うこと。

・上記対策（国による回収・処分）を早期に実施することが困難な場合には、産業廃棄物処理事業者及び処理施設を確実かつ円滑に確保すること。

・既に設置している仮設焼却施設は、地元自治体が要望する場合、継続して設置

することができるよう柔軟に対応すること。

#### **(11) 農業再生に向けた支援体制、助成制度の強化**

・原子力災害被災地の農業者は、汚染された農地での営農に大きな不安を抱えており、そもそも再開すべきかどうか迷っている状況。事業者が一步を踏み出し、「意欲」をもてるような対応が必要。

・助成制度の強化は必要不可欠であるものの、その助成制度を活用した有効な農地管理、運営等ができる人材育成スキームを構築すべき。特に被災地における農業の復旧と復興には、技術的な習熟度とともに、関係制度、予算等における高度な知識が必要。復興を見据えた農業担い手の育成スキームを構築すること。

#### **(12) 森林再生**

・森林の放射線量低減に向け、除染を含めた技術の開発・実証等を、地域毎の実情にあわせて進めていくこと。里山再生のモデル事業を帰還困難区域内に所在する森林においても着実に実施すること。

#### **(13) 漁業・水産加工業**

・科学的なデータに基づく正確な情報と理解を世界に広めるための施策、予算を確保すること。たとえば、漁獲した魚の全量検査システムの構築等、安全に加え、安心を確保するための正確なデータを取得した上で、広報するシステムの構築を国としてリードすること。

#### **(14) 災害対策に責任もてる危機管理体制**

・国が中心となり、県、町、原子力事業者とも連携しながら、避難等の判断ができる通報内容の検討や確実な連絡体制の整備をすること。

・具体的には、現在の通報体制では、原子力事業者からの事象報告が主であり、県、町において、事象の意味や避難を含めた防護措置の要否を即座に判断できない。国は、その判断を加えた上で自治体に対し連絡するよう、危機管理体制を整備すること。

・廃炉作業の進捗について、きめ細やかな情報提供を地域住民に対して行う取り組みを継続すること。

(以上)

## 帰還困難区域の復興・再生に関する要望

浪江町は、放射線量の比較的低い地域の復旧を進めつつ、当該地域を復興の足掛かりとし、「オール浪江」での帰還を果たすことを最大の目標としている。したがって、帰還困難区域を含む全ての地域で、帰還への道筋をつけるまでの期間、住民に対する様々な形での生活再建支援が不可欠である。

一方、帰還困難区域への帰還の道筋を構築するのは、大きな困難と挑戦を伴う。特に、浪江町の帰還困難区域は、被災地全体の帰還困難区域の53%を占めるとともに、浪江町の町土のうち8割以上が帰還困難区域として存在しているのが現実である。

しかし、たとえ大きな困難と挑戦を伴うとしても、この区域の除染、インフラ整備を進め、避難指示解除を実現することなくして、浪江町はもとより福島県全体の真の復興再生はない。

上記認識に基づき、以下に掲げる事項につき要望するものである。

### 1. 基本的考え方

#### (1) 復興・再生の道筋

・帰還困難区域の全ての地域を、たとえ長い年月を要するとしても、避難指示を解除するとの確固たる決意を明言すること。

・避難指示解除へ向け、まずは復興拠点の整備を行うため、除染やインフラ整備等のスケジュールを含めた計画を定めること。また、先行する復興拠点の整備計画を踏まえ、帰還困難区域全体の今後の整備方針を定めること。

・長期目標として、浪江町全域における、1ミリシーベルト以下の年間追加被ばく線量を実現するための取組みを継続すること。

#### (2) 除染計画

・上記(1)を踏まえ、帰還困難区域の復興方針では、「地元自治体との協議の上で除染計画を策定する」よう明言すること。

#### (3) 復興拠点の優先的除染

・浪江町で検討している、復興拠点を中心とする「まちづくり」、「地域づくり」に際し、インフラ整備、生活環境整備等の公共的観点で行う除染を優先的に実施すること。

・復興拠点として選定されなかった地域については、除染・復興の中長期的な見通しを町、県、国で議論するとともに、国土、町土保全の観点から、除草を先行的に実施すること。特に農地については、長期に及ぶ管理不能により、水害防止機能など農地の持っている多面的機能が失われているとともに、イノシシ等野生動物による被害が顕在化していることから、早急な除草を実施すること。

・再生可能エネルギーの活用等、帰還困難区域の環境回復等に有益と町が判断する事業を展開する場合には、優先的に除染を行うこと。

#### (4) 避難指示解除準備区域、居住制限区域との境界

・避難指示解除が予定される区域に接する帰還困難区域は、帰還する住民の不安解消の観点から、付近住民の要望を踏まえ境界周辺の除染を行うこと。

#### (5) 森林除染

・浪江町全体の面積のうち約7割を森林が占め、その大部分が帰還困難区域に存在している。これら森林が、浪江町の地域住民にとっての生活圏であることを踏まえ、森林の放射線量低減に向け、除染を含めた技術の開発・実証等を、地域毎の実情にあわせて進めていくこと。

・里山再生のモデル事業を帰還困難区域内の森林において実施できるようにすること。具体的な実施地点については、地元自治体と十分協議すること。

#### (6) 河川・ため池

・河川、ため池及び周辺の線量が高い区域等については、浪江町の除染検証委員会、地元事業者、住民、専門家等の評価や意見を聞きつつ、対象となる場所に応じ、除染を含む効果的な線量低減の手法を確立すること。

## **2. 復興拠点に関する考え方**

### (1) 地区別拠点を中心とした復旧・除染

・浪江町の歴史的経緯を検証すると、旧六町村が合併し昭和31年に現在の形が完成していることから、依然として、社会的、文化的繋がりは、旧六町村ベースとなっている傾向が強い。復興拠点を形成する際にはこの点に十分留意する必要がある。

・帰還困難区域を、旧六町村ベースで俯瞰すると、苧野(室原)、大堀、津島の三地区に大別できる。これらの地区は、震災前から独自の拠点形成をしているため、復興拠点をそれぞれの地区に形成すること。



・震災前における拠点形成の実態に加え、避難中に一時帰宅した際に、地域会合等の実施によるコミュニティ維持や、歴史ある行事を継続実施する重要性に鑑み、公民館、寺院、神社、墓地、学校等を中心とした拠点形成を行うこと。

・大堀相馬焼の里等、伝統的文化として保存・継承すべきエリアは、歴史的な重要性を踏まえつつ、将来的には集客拠点と位置づけることができるよう早期に整備すること。

## (2) 重要インフラを中心とした除染・復旧

### ①重要幹線道路

・以下に記載する重要幹線道路は、帰還する町民の生活を支える重要インフラであることから、必要な防犯対策を講じたうえで、特別通過交通制度を適用すべき。特別通過交通制度を適用することで、住民が頻繁に使う道路となることが予想されるため、優先的に復旧整備及び除染を行うこと。

・重要幹線道路は住民の通過・利用が予想されることから、道路のみならず、近接エリアの除染を実施し、重要幹線道路周辺における線量影響を最小化すること。

### 【重要幹線道路】

- ・国道114号線、399号線、459号線
- ・県道34号線、35号線（山麓線）、253号線（落合浪江線）

### ②農業用水路

・浪江町全域における農業再開を促進するため、帰還困難区域内に存在する農業用水路の整備・除染を優先的に実施すること。

## (3) 放射線モニタリング

・拠点及び重要インフラの整備等を進めるにあたっては、付近住民の不安を解消するため、放射線の空間線量の測定の体制強化等、万全のモニタリング体制を整備すること。

## (4) 拠点の位置・取組み

・具体的な拠点の位置や取組みの内容については、今後、浪江町内関係者との十分な協議の状況を踏まえ、国と町が綿密に調整していくこと。

(以上)

# 平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題

## 除染

### 1 居住エリアの除染の実施

避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、最低でも町民の居住エリアの除染を一巡させること。また、帰還に向けた準備宿泊の実施時点においては、そのうち、大部分で除染を一巡させること。そのうえで、20ミリシーベルト以下のなるべく低い年間被ばく線量となることを確認すること。あわせて、生活環境への影響の大きい住宅周辺の森林の除染について、実態に即した対応を検討すること。また、学校や通学路など、子どもの生活エリアについても徹底した除染を行うこと。

### 2 追加的な除染等の実施

再汚染や取り残しなど除染の効果が維持されていない箇所を確認し、帰還意向の町民の安心が確保されない場合には、個々の現場の状況に応じて、追加的な除染等を実施すること。

### 3 長期目標1ミリシーベルトに向けた継続的取り組み

浪江町の長期的な目標である、1ミリシーベルト以下の年間追加被ばく線量を目指し、国・県・町が一体となって、除染等による線量低減の取り組みの継続を確実に確認すること。

### 4 帰還困難区域の除染計画の策定

国の関係機関に対し、帰還困難区域の除染計画を一刻も早く策定することを強く要請すること。

帰還困難区域内の復興拠点を定め、当該拠点及び道路、水路等、必要な生活インフラの除染を早急かつ集中的に行うため、国・県・町が一体となって、拠点整備計画と除染計画の策定に着手すること。

### 5 廃棄物の減容化の検討

廃棄物仮置場の早期解消に資する取り組みとなり得る、焼却施設・リサイクル施設による廃棄物の減容化について検討すること。

### 6 上水道の確実な復旧

上水道について、応急復旧・仮復旧も含め、帰還要望のある町民の居住エリアを優先的に復旧すること。

### 7 下水道の確実な復旧

下水道について、応急復旧・仮復旧も含め、帰還要望のある町民の居住エリアを優先的に復旧すること。

### 8 JR常磐線の全線復旧に向けた継続的取り組み

JR常磐線の早期開通を国に求めること。

## インフラ復旧

### 9 医療施設及び医療従事者の確保

町内に整備する浪江診療所について、国・県・町が一体となって、医師等の医療従事者を確実に確保すること。

### 10 介護サービスの段階的環境整備

民間事業者が本来のサービス提供が可能となるまでの事業運営について、国・県・町一体となって運営をサポートすること。

### 11 買い物ができる環境の整備

仮設商業施設を整備し、運営を開始すること。

### 12 事業者再開支援

町内での再開を目指す事業者を後押しする、経営安定化に向けた支援策の構築を国県等、関係機関に対して求めること。

### 13 郵便再開

浪江郵便局を始めとする郵便局の再開や、町内で集配を再開していない地域の速やかな再開を関係者に対して要請すること。

### 14 原子力災害に対応した安全確保体制の整備

国（内閣府、原子力規制庁等）が中心となり、県、町、原子力事業者と連携しながら、廃炉作業中のダスト飛散等の事態が発生した際、適切に判断・対応できる通報内容の検討や確実な連絡体制の整備をすること。また、町民の安全と安心を担保できるように、浪江町地域防災計画の見直しを確実に進めること。

### 15 モニタリング体制整備

個人線量測定（外部被ばく・内部被ばく）、食品の放射能濃度測定、上水道の24時間放射能濃度測定、町内の空間線量の測定等、住民の生活に密接に関連する分野で万全のモニタリング体制を整備すること。

### 16 放射線相談窓口の設置

帰還する町民の放射線に対する不安を出来る限り軽減するため、放射線相談員制度等を活用した、きめ細やかに対応する相談体制を構築すること。

報告書本編では、避難指示解除以降に「真の帰町」に向けて取り組むべき課題を記載しています。

#### 【課題への取り組みイメージ】

